

## 第2回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

平成28年3月14日（月）

船橋市保健福祉センター大会議室

### 【議題】

#### ○開会前

1. 委員紹介
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

1. 会議の公開について
2. 本市の飼い主のいない猫対策について
  - ①本市の地域猫活動について
  - ②所有者のいない猫に対する不妊去勢手術（TNR）事業について
3. 次回の会議について

### 【開会前】

#### 1. 委員紹介

森会長から、自己紹介があった。  
また、石井委員が欠席する旨、報告があった。  
.....

#### 2. 保健所長あいさつ

○保健所長 第2回目の会議にご出席いただき、ありがとうございます。今回は、第2回目の会議ということで、いよいよ、実質的な議論をお願いすることになる。

本日は、本市が抱える動物愛護管理に関する問題のうち、私どもが喫緊の課題と認識している飼い主のいない猫対策についてご協議いただきたい。

この飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の問題については、本市だけでなく、全国的にさまざまな議論が起こっている。

本市は、この対策の一環として、これまで、地域猫活動を推奨してきたが、開始から5年を経過し、活動者の方々、活動を希望される方々、また、地域の住民の方々、いろいろな立場の方から、さまざまご意見をいただいている。

また、この野良猫の問題は、単に野良猫だけでなく、飼い猫の飼養方法、動物愛護指導センターにお

ける引き取りなど、他の問題とも密接にかかわってくる。

このように、非常に難しい、センシティブな内容を含んだ課題であるが、委員の皆様方におかれても、船橋市が、自治体として、この問題にどのように取り組むべきか、委員の皆様、さまざまな立場からご提言、活発なご議論をお願いしたい。

終わりに、今後とも本市の動物愛護管理行政へのご協力をお願いして、会議開催の挨拶とさせていただく。

.....

14時8分開会

## 1. 会議の公開について

森会長から、

- ・本日の会議は、公開とすること、
- ・会議録は公開し、ホームページに掲載すること、
- ・傍聴者定員を5人とし、本日、1人の傍聴申し出があったこと、

以上の報告があった。

〔傍聴者入室〕

## 2. 本市の飼い主のいない猫対策について

### ①本市の地域猫活動について

〔説明〕

○衛生指導課長補佐（須賀）（スライドを掲示して説明）本市の飼い主のいない猫対策についてのうち、本市の地域猫活動についてご説明する。

### 1. 国及び市のガイドライン、要綱等について

平成20・21年度に市民協働モデル事業として、所有者のいない猫に対する地域における取り組みとして、市民活動団体と船橋市が協働で、地域猫活動を行った。

その後、環境省が、平成22年2月に「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を策定した。

この環境省のガイドラインでは、「地域猫とは」として、「地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します」とある。

また、同省のガイドラインでは、「地域の合意」として、「地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意は重要です。地域猫活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になります。まず、周辺の人々に十分に趣旨

を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めてください。事前に各関係者が集まり現状を確認した上で、活動を行うかを検討し、意思の統一を確認した上で活動を始めることが必要です」とある。

船橋市では、平成22年度に「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を策定し、平成23年4月施行した。

船橋市のガイドラインでは、地域猫活動における地域の合意について、「地域猫活動に取り組まれる方は、必ず地域の合意の下に活動に取り組んで下さい。地域で話し合いを行う際は、町会・自治会等、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方にも参加を呼びかけて下さい」としている。

このガイドラインの施行とあわせて、船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱を施行し、一定要件を満たした地域猫活動団体を登録し、管理する猫の不妊去勢手術の費用について一部助成を始めた。このときの要件としては、「構成員は、別世帯の3名以上」「活動地域の周辺住民に対し、活動の趣旨、内容等を報告していること」としていた。

平成25年8月、環境省は、環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の改正を行い、「飼い主のいない猫を管理する場合」について、「不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること」とし、平成22年2月策定の同省のガイドラインにある表現「地域住民の合意」「地域住民の認知と合意」「地域の合意」「自治会としての合意」等に対して、「周辺地域の住民の十分な理解」との表現を使用している。

平成27年度、船橋市は、市民からの地域猫活動に関する意見、監査委員からの意見等を受け、地域猫活動を地域で取り組んでもらうこと、地域猫団体の活動をしやすくすること等を目的として、「船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱」を改正した。

主な改正内容は、町会・自治会の同意書の提出、土地所有者の同意書の提出、2年ごとの更新制の導入等である。

## 2. 地域猫活動団体についての主な意見について

まず、地域猫活動団体の登録希望者からの主な意見について。

- ・活動者が3名以上集まらない。

これについては、平成23年の要綱にも活動者が3名以上という規定はあった。

- ・活動希望場所周辺に住民がおらず、また町会・自治会もない非居住地域である。
- ・町会・自治会の同意が得られない。
- ・活動場所の土地管理者、土地所有者の同意が得られない。

これについては、アパート、マンションなどでこのような状況がある。

次に、既存地域猫活動登録団体からの主な意見について。

- ・平成27年4月の要綱改正により、登録要件のハードルが高くなった。

これについては、具体的には、町会・自治会からの同意書取得が必要となったこと、提出書類の種類が多いこと、2年ごとの更新制の導入等を指している。

次に、活動希望者及び既存活動団体以外の方からの主な意見について。

- ・地域猫団体名等を公表すること。

これについては、猫のふん尿の被害を受けている方から、これは地域猫によるものであるとして、団体名の公表を求めてられている。これに対し、登録団体側からは、公表すると活動場所に猫を遺棄されるとの意見があり、現在は、公表に至っていない。

- ・市のガイドラインに基づき、活動場所を中心とした半径500m以内にある町会・自治会の同意書をとること。

- ・町会・自治会等の同意書提出を決定する町会・自治会の会議開催前に、町会・自治会加入者、未加入者等全員に声をかけた説明会を開催すること。

- ・地域猫活動登録団体の活動員が活動、特に給餌す

る際は、地域住民も活動を認識できるよう、活動員に目立つベストを着用させること。

これについては、現状では、腕章を配付している。

- ・不妊去勢手術済みを示す耳のV字カットのない猫についてもV字カットすること。

これについては、地域猫活動において管理する猫の不妊去勢手術が終わると、耳先をV字カットして、不妊去勢手術をしてある目印をつけていただいている。ただし、市への登録以前に自費で不妊去勢手術をした猫については、V字カットのない猫がいるため、これについては、平成28年度に、動物愛護指導センターにおいて、V字カットを実施する準備を進めている。

- ・管理している猫にマイクロチップを装着すること。

これについては、不妊去勢手術済みの猫について、V字カットとともに、マイクロチップの装着もすべきとの意見である。

## 3. 地域猫活動の現在の状況について

・平成27年度の船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱の改正により、団体登録の更新制を導入した。これにより、既存団体も平成28年3月に更新を迎えるが、この際、町会・自治会の同意が得られない団体は、更新はできない。

・改正要綱では、町会・自治会の同意書が提出されれば、活動場所周囲の住民の理解がなくても活動ができてしまうことになり、活動場所周囲の住民に迷惑をかける恐れがある。市としては、活動団体に対し、活動場所周囲に対しても説明を行った後に町会・自治会等の同意書を取得するよう指導している。

・活動場所周囲の理解のもとに活動している団体が、今回の更新手続に当たって町会・自治会の同意書を求める際、広く町会・自治会内に活動を知られてしまうことから、それを拒み、更新の手続を行わない団体が出てきている。

・町会・自治会等での話し合いが開催されないことにより、同意書を取得できない場合、代替措置として、活動場所周辺住民の同意書を取得し、活動場所に活動者の連絡先を記したプレートを掲示す

ることを条件に登録を認めているが、この「活動場所周辺住民の同意」については、周辺住民全員からの同意書の取得が困難なケースが出てきている。

#### 4. 現在の本市の地域猫活動の問題点について

- ・1代限りの命を全うさせる活動であるため、猫の減少には時間がかかり、効果が見えにくい。
- ・団体の登録、更新のハードルが高い。
- ・活動者の高齢化が進んでいる。
- ・活動地域での捨て猫、流入猫により、結果として管理する猫の個体数が増加する。
- ・外飼いの猫の問題。  
これについては、不妊手術がされていない外飼い猫が活動場所によくことにより、繁殖につながってしまうとともに、ふん尿の被害が発生する。
- ・要綱改正に伴う登録要件の変更に伴い、活動団体が減少することによる飼い主のいない猫の増加が懸念される。
- ・地域環境保全のための活動だという理解が進まず、単なる猫好きの活動だととらえられ、苦情の原因となる
- ・相手が動物なので、100%の管理できない。
- ・ふん場以外での排便排尿、捕獲できないことによる未手術猫、管理猫の近隣住宅への侵入等による苦情、トラブルが発生している。
- ・現在、地域猫活動による被害を受けている方への対策について、ガイドラインに記載がない。

#### 5. 今後の飼い主のいない猫対策のあり方について

現況をどうとらえるか、また、環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の平成25年8月改正をどうとらえるかといったことについて、議論が必要である。

.....

##### [質疑]

○南川委員 「今回の更新手続に当たって町会・自治会の同意書を求める際、広く町会内に活動を知られてしまうことから、それを拒み、更新の手続を行

わない団体が出てきている」との説明があつたが、活動団体は、活動を広く知られることをなぜ拒むのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 平成23年に地域猫活動団体の登録制度を開始した当初は、活動場所周辺住民に活動内容、趣旨を説明し、活動場所周辺の住民のみの理解で活動を開始し、町会・自治会には、報告をしていない団体があつた。

これについて、要綱改正により、登録更新には、町会・自治会の同意書取得が必要になつたが、既存団体の中には、町会・自治会で説明会を開いて、広く活動が知らせるのではなく、このまま今管理している猫だけで活動を終わらせたいので、今回更新しない、といった意見を持つ団体もある。

○小川委員 これまで、地域猫の不妊去勢手術費用の一部を助成していたが、残りの手術費用はだれが払っていたのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 不妊去勢手術は、動物病院等において実施してもらい、これに対し、今年度は、オス5,000円、メス1万円を助成していたが、実際の手術費用は、この額よりかかっており、それらは地域猫活動団体が負担している。

なお、活動に当たっては、これ以外にも餌代を始め、さまざまな費用負担がある。

○小川委員 餌代等は、活動団体の負担か。

○衛生指導課長補佐（須賀） そのとおり。

○平川委員 今の市の説明だと、地域猫活動団体の活動範囲がすごく狭い範囲に限定されているように思える。

現在の船橋市の地域猫活動は、どこか特定の施設、家屋、駐車場それらの周辺にいる猫だけを管理しているのか。それとも、もっと広い範囲の地域にいる猫を管理しているのか。

被害等が発生している範囲と地域猫活動をやっている範囲とでは、どちらが大きいのか。どのくらいの差異があるのか。

○動物愛護指導センター所長 猫の場合、行動範囲が50から500メートルと言われているが、今活動している団体は、ほとんどが自宅の周りの猫を対象と

して活動している。今平川委員が言われたような広い地域ではなく、あくまでも自宅周辺で活動している方がほとんどである。

○平川委員 つまり、自宅の庭先で野良猫——あえて野良猫というが——に餌をやっていて、そこに寄ってくる猫について、不妊去勢手術をしたいので、地域猫として登録して、その費用の一部を助成してもらう、そのような方式か。

○動物愛護指導センター所長 当初は、自宅周りで餌をやっている方が中心になって団体をつくり、その地域の猫の不妊去勢手術をして面倒を見ていく形で始まっている。

○平川委員 それについて、町会・自治会の同意をもらって来いという改正をするのか、したのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 平成27年4月にそのように要綱を改正した。

○平川委員 うちの町会ではそういう話がないのでわからないが、町会の同意書をくれと言われた場合、町会長個人が出すのか、町会として出すのか——先ほどの説明だと、説明会をしなさいという話だから、おそらく町会として出すことになると思う。

その場合、説明会までやるとなると、町会としては、臨時総会を開かなければならないのか。

○泉谷委員 私どもの町会では、この活動をやっている団体が2つある。

1つは、ある町会の住民の方が、1人で5~6匹の猫に餌づけをしていて、周囲が困るということがあった。その後、この方のご近所で猫好きな方がおられるので、その方と一緒にになって、猫の面倒を見始めたときに、「このような制度があるので、町会で何とかなりませんか」という話が私のほうにあった。これに対して、私どもは、臨時に役員会を開くことはしていない。たまたま役員会の時期に、その方に説明に来ていただいて、役員の皆さんに諮って、「これは、町会としてのテストケースになる。団体登録しないと補助金はもらえない。せっかく頑張っている方々が大変だから、町会としても認めましょう」ということで、スタートした。

現在ある2つある活動のうち、1つでは、当初9頭いたのが、その後面倒を見ていて今8頭に減った

と聞いている。

もう1つは、これも古くから個人で始めたものだが、ここは当初10頭いたのが、今は10頭以下にまで減ったと聞いている。

たしかに町会の会議で、皆さんに諮ると、どうしても猫の被害を受けている方や「庭、畑、花壇が荒らされる」「庭にふんをされる」といった経験をされた方もおられるので、いろいろ言う方がいる。

ただ、私どもの町会は、全員を集めての説明会は規模的に無理なので、ご近所の方だけには、「とりあえずこういう形で取り組んでいるので、皆さん長い目で見ていただけませんか。もし、困ったことがあれば、私のほうで対応しますのでお問い合わせください」ということで、お話ししたが、ことしに入つてからは、そのような問い合わせ等は私のところには全然来てない。

今後の私ども町会の取り組み方としては、町会の会合の時期に、地域猫活動の現状、取り組み、猫の数の減少等について説明しながら、何か苦情があれば、申し出もらうこととしている。

○森会長 先ほどの平川委員のご発言の中でも、町会等への説明のことがあったが、市として、この同意書取得が、町会全員によるものか、町会長の専決事項によるものか、役員会を経ているものなのか、そのような調査はあるのか。それらは、町会ごとの対応になるのか。

○衛生指導課長 市から町会長のほうに話をお持ちするときは、まずは、住民の方全員にご説明をしたいと申し上げる。これに対して、全体的な説明会を実施している町会がある一方、「町会全員に説明する前に役員に説明をしてほしい」「全員への説明は要らない。もし全員に説明が必要となった場合は、そのときに説明してもらいたい」「苦情があったときに説明会を開いて、そのときに説明をお願いしたい」等、町会によっていろいろな要望の形態がある。

基本的には、市としては、全体での説明会の実施をお願いしている。

○森会長 基本的には、全員に説明、のようだ。

○泉谷委員 市内には全部で800以上の町会・自治会があるが、それら全部にこれを徹底させるとなる

と、なかなか大変だと思う。

私どもの町会の場合、自宅近くで活動しておられるが、場合によっては、公園などでやっていることも考えられる。どのような場所で活動しているか、市は把握しているか。

○動物愛護指導センター所長 把握はしている。現在、公園でやっているところもある。その場合、その周辺町会の同意をいただいてもらっている。

.....

#### 〔意見〕

○泉谷委員 1点ご検討いただきたいことがある。

夏見の運動公園に結構猫がいて、あちこちから「野良猫がいて困っている」という話を聞く。しかし、あれだけのスペースなので、我々も実態を把握しきれない。このようなところについては、どのような対策をとったらしいのか。

ちなみに、隣接している町会・自治会もなく、周りは、畠や空き地や火葬場など。ここの対策をどうしたらいいのか、住民から聞かれた。

このような場合、相談窓口などは、どうしたらいいのか。住民からは、「こういう特別なところは、役所で対応していただけないか」という話も出たので、ちょっとご検討いただきたい。

○衛生指導課長補佐（須賀） 先ほど、公園の場合は周辺の町会の同意を得て、という説明をしたが、運動公園については、開始当初の記録では、運動公園を管轄するところと地域猫活動をやりたい団体とが話をしてスタートし、現在の同公園での地域猫活動となっている状況にある。

なお、この猫については、不妊去勢手術は実施されており、餌の片づけ等も行われている。

○泉谷委員 現在も団体が活動をしているのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） そのとおり。

○泉谷委員 その情報が私のほうに入っていたので、困ったなと思っていた。

○衛生指導課長補佐（須賀） ただ、この活動をしている団体に対して、この3月に向けての更新のお話はしているが、今のところ更新はしない意向だと聞いている。

○泉谷委員 そうすると、活動は立ち消えとなるのか。そうすると、猫はどうなるのか。活動者がいなくなると、また野放しになるのか。

○動物愛護指導センター所長 団体で活動されていた方が、かなり高齢化して厳しい状況にある。今後は、あそこに関係する課があるので、その課と調整しながらやっていきたい。

○泉谷委員 今後のことについて、何か情報が出たら、また教えていただきたい。

○森会長 船橋市の運動公園での地域猫活動ということになると、エリアは、運動公園内に限られているのか。

○動物愛護指導センター所長 そのとおり。

○森会長 そうすると、捨て猫がふえてしまうといったことはなかったか。

○動物愛護指導センター所長 そういう苦情も入っている。かなり広い地域なので。

○森会長 そこの地域猫活動が終了してしまうという説明があったが、頭数は減少傾向にあったのか。

○動物愛護指導センター所長 手術は進んでいるが、範囲が広いので、捨て猫をされたり、活動以外の餌やりが行われたりして、必ずしも減っているわけではない。

○泉谷委員 捕まえて手術するよりも産まれる、ふえるほうが多いということも考えられる。繁殖が早いから。

○平川委員 地域猫活動については、私もやろうとしたが、余りにもハードルが高過ぎてできなかった。

今運動公園の話が出たが、私の町会は、住宅地のそばの指定樹林みたいになっているところが2カ所あって、そこに捨て猫をされ、育ってふえている。そして、その子がかわいそうだと言って餌やりをする人が出てきて、そこで餌をやるものだから、捨てられた猫が育って、またこれが子猫を産む。

ここについては、うちとこの樹林近くの方ともう一軒の方の3軒で捕獲して不妊手術をしてきた。昔は、県で助成してくれたが、年間1頭。しかし、ここには、30も40もいるわけで、年間1頭の助成なんかもらつたって何にもならない。

次に、地域猫活動に登録すれば、という話が出てきたが、これは、町会の同意がいる。私自身は、町会長だが、私が同意するとすれば、町会の総会にかけて、総会の議決事項として了解をとつてからやるしかない。町会長の同意ならば、私が判断を押せばいいだけだが、そうではなく、町会の同意なので、まずこれがとれない。町会での話し合いとなると、

「餌をやるからふえるのではないか」とか「餌をやるな」といった意見のほうが強いから、町会の同意をとるのは、非常に難しい。

それから、地域猫活動の場合は、猫を管理することになっている。住民票だか戸籍だかわからないけれども、そういうものをつくって、猫の頭数をきちんと把握をしてやりなさい、となっているが、それも非常に困難である。

我々は、捕獲器をかけて、捕まつたら、すぐ病院に連れていく、その後すぐにそこへ放すということしかできない。

餌をやっている方は、把握しているけれども、我々は、毎日見ているわけじゃないから、頭数までは把握していない。しかも、そういう餌やりの人たちは、夏場だと、朝の4時や5時の明るくなってきたら、もう来て餌をやっている。今の時期でも、6時ぐらいには来ている。

私にしてみれば、猫の数を管理して、ふん尿の管理をしろとなると、ハードルが高過ぎて、できなかつた。しかも、何かあったとき、町会長としての同意であれば、町会長個人の責任になるが、町会として同意を出していくれば、町会の責任になってしまふ。

昨年末、うちに押しつけられた子猫2頭を手術したが、メスで1頭2万6000円ぐらいかかる。そうすると、2万6000円で1万円もらってもしょうがない。いろいろ苦労して1万円もらってもしょうがないなんて話もよくする。

この制度は、これから地域猫活動をやろうとする方にとっては、かなりハードルが高い気がする。

**○森会長** 1点目の町会長の権限の問題について、南川先生、いかがか。

**○南川委員** 要綱では、町会・自治会の同意となっているので、この同意について、各町会・自治会が

どういう執行をするかだと思う。

もちろん望ましいのは総会を広くことだが、町会長の同意を町会の同意にするという決議があれば、それが町会の同意になるだろうし、一部、役員会に委任されていれば、役員会で決めたことが町会の同意となる。それらは、それぞれの自治であり、町会の定め方によると思う。

いずれにしても、町会・自治会の同意なので、町会長の同意ではないと思う。

**○森会長** 町会ごとのローカルルールが必要ということか。

**○南川委員** 基本的には、総会の決定が住民の総意になると思うが、実情に応じて、役員会の同意を町会の同意としている町会ならば、それでもよいと思う。

**○森会長** 町会といつても、かなり大きな町会で全員の同意となると、町会のはずれのほうに住んでいる方もいるわけで……。

**○泉谷委員** うちの夏見地区では、この中に大体19の町会・自治会があって、そのうち今猫対策に取り組んでいる町会が3つ。そのうち、一番大きいところが私のところだが、ここは約2,000世帯あるので、これ全員の同意となると大変なことになる。まず、全員を集める場所がない。そして、この中には、当然猫を見るのも嫌だという人も猫がかわいくてしょうがない人もいるので、これをどうすり合わせるかとなると、なかなか難しい。

結局私どもは、役員会でこの問題に対応した。当然、この役員会の中でも「ふん尿等でいろいろ迷惑をかける猫を何で保護しなければならないのか」とか、「昔みたいにどんどん捕獲して減らしてもらえばいいじゃないか」といった意見も出た。しかし、結局、今は動物愛護法があって下手なことはできないから、何とか繁殖を抑えつつ、生命を全うさせて、徐々に減らしていくしかない。しかし、これには非常に時間と労力が必要になる。そして、活動を希望する方から「この活動を自分たちで何とかやりますから」と言わわれれば、じゃあ町会としてもある程度協力して、しかも多少なりとも市から補助してもらえるのであれば、助かるだろうという話になって、

結果的にこれまで進んできている。

やはり、町会・自治会の範囲で、全員の総意となると、本当に難しいと思う。ただ、一部の人間が許可した、となると、また役所のほうへ苦情が来るといった問題も出てくるので、ここをどうすり合わせるかが、大きな問題になってくると思う。

○森会長 やはり、町会長の権限でやっていると、かなり問題が出てくるようだ。

○泉谷委員 町会長1人の権限で決めてしまうと、余計地域住民の反発が大きくなることも考えられるので、その辺をどうすり合わせるかだと思う。動物愛護だけの問題ではなくて、まちづくりの話として考えていかなければならないと思う。

○平川委員 町会で同意をとるために町会で説明をした場合、町会として怖いのは、「餌をやっているやつが悪いのだから、それをとめろ」「猫に餌をやるからふえる。まずは、餌やりをしないようにしろ」といった意見が先になってしまふことだ。そういう強硬意見の人は、意見自体が強いから、そういう事態になりかねない。

○森会長 要綱等の目的をかなり逸脱してしまうことにもなりかねないので、そのすり合わせを考えていかなければならない。

それから、先ほど出たもう1つ、管理の話。

先ほど、全く知らない人が、家の前で地域猫活動だと言って餌をやっていると……。

○平川委員 いや、それは地域猫活動ではない。そういうことをやつちやう人がいるから、そこにいる猫の管理のために何人かを集めて、地域猫活動のグループをつくろうと思ったけれども、ハードルが高くて、できなかつたという話。

○森会長 地域猫活動をやろうとすると、人的問題、場所の問題、費用の問題、いろいろ出てくると思う。

船橋市では、この地域猫活動の要綱をつくられたとき、その辺について検討したのか。

○平川委員 これは、恐らく国のガイドラインから来ているのではないか。国のガイドラインに基づいて地域猫活動をやるとなると、こうなってしまう。

○森会長 たしかに、ガイドラインは、かなり大ざ

っぱに書かれている。

○平川委員 でも、地域住民の合意みたいなことが、ガイドラインに書いてある。

○衛生指導課長補佐（須賀） ガイドラインでは、話し合いを行う際に、猫の苦手な方、猫の管理に反対の方にも参加を呼びかけて話し合いをするように、となっている。猫の問題は、地域の環境問題の面もあるので、やはり地域で、という趣旨である。

○森会長 例えば、エリアを決めて、この道路で囲まれた区域だけでやりなさいといったことはないのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 猫は、自由なので、そこの中だけで、というわけにいかない。猫にも活動エリアがあるようだが、それを完全に把握するのは難しい。

なお、活動者の方によると、不妊去勢手術をすると、それほど動かなくなるが、それも個体差があるといった話がある。

○森会長 私が、都内の成功した例を聞いたところ、大きな国道に囲まれている区域でやつたので成功したとか、あと千葉市の海浜公園も地域猫活動をやって成功していると聞いています。このようなエリアみたいなもので考えているのではないか。

○動物愛護指導センター所長 市では、あくまでも、その地域、家の周りで考えている。

○森会長 そうすると、例えば隣の町会の猫が入っていることもあり得る、と。

○泉谷委員 猫は、自由に行き来するわけだから、それは、まあお互い様かもしれないが。

ここからここまでA町会、ここからここまでB町会として、猫が行ったり来たりすれば、こちらでは何とかするが、こちらではだめだ、といった問題は当然起こる可能性がある。かといって、おたくの猫はこっちに来るなども言えないし。

○小川委員 地域猫活動をする方は、たくさんいてほしい。そのためには、ハードルを下げるしかないのではないか。

一番のハードルは、ふん尿の世話なのか、自治会の同意を得ることなのか、それとも提出物が多いこ

となるのか。どれが一番高いハードルなのか。

○平川委員 それぞれハードルは高い。

例えば、ふん尿の問題。

地域猫活動の要綱を見たけれども、どこでふんをしているかわからない猫のそのふんの責任は、地域猫活動をやっている人が持つ、となっている。おたくで餌をやっている猫がうちのほうに来てふんをしてしまうがない、だからあんたが来て掃除しなさいと言われると、はいわかりましたといって、行かなければならぬ。

それから、町会の同意が必要な問題。

町会の同意をとるために町会を開くと、「餌をやることが悪いのだから、まずはそれをやめさせろ。だったら同意する」という条件がついてしまう。

先ほど説明があった「活動が知られるから、町会の同意はとりたくない」というのは、そういうことだと思う。「あそこのうちで餌をやっているから悪い」と名指しで言われてしまうから、地域猫活動団体は、公表しないでくれというのだと思う。公表すると、だれだれのところで餌をやっているからふんでいるという話に必ずなる。

○森会長 町会に出してしまうと、コンセンサスがとれないということか。

○中村委員 自治会の中で餌やりをしている方がいるとして、自治会では、「餌まであげているのに、なぜ、その方たちが飼わないのか」という話は出ないのか。

○平川委員 出る。

○中村委員 その辺は、どういう事情があるのか。

○平川委員 例えば、自分の家にも猫がいて、それはちゃんと管理しているが、そのほかに猫が寄ってきて、かわいそうだから最初餌をやってみた。そうすると、そこそこなつくなので、かわいいから放り出せなくなる。

あるいは、自分は高齢化していて、家では飼えないけれども、森のところに猫が捨てられているから、かわいそうだから餌をやっている、これが楽しみなんだ、というおじいさんに、「やめろ」と言うのは、町会長としては無理だ。

○中村委員 結局、そういう情緒的な面が絡んでき

ている。皆さん、それぞれの地域の事情、環境を抱えておられるので、餌をあげている方に、安易にそれをやめろと言うのは無理だとしても、その行為が今後どのような状況になるかを啓蒙していくことは必要だと思う。

要綱の内容はとても大事なことだけれども、市として、「安易な餌やりはやめましょう」といった周知はやっているのか。

たしかに、個人個人の対応で、餌をあげている人に「あげるな」とは言えないと思う。私のところにも「近所にこういう人がいて困る」とか、中には、その人が餌をあげていることによってふえた猫を別の方が捕まえて病院に連れていく手術の費用も出しているという、一歩間違つたらご近所のトラブルになりかねないようなこともたくさんある。

頭ごなしに「餌をやるな」「そういうことをしてはいけない」とずばっと言いつけるような状況ばかりではないので、すごく難しい問題だが、同時に、啓蒙——かわいいのもわかるし、餌をあげないと死んでしまうのもわかるが、それが成長して、発情して、どんどん子供が産まれて、しかも親子関係なく交配するし、病気も蔓延するし、そういう危険性、可能性について、わかりやすく知らせるのは大事なことだと思う。

そういうことをわかっていて、でもやらざるを得ないと、何も知らずにやるとでは、長い目で見ると、結果がだいぶ変わってくると思う。そして、このことは、成人、お年寄りも大事だけれども、子供たちにも最初から教えていかなければならぬと思う。

現状は、かかわってしまって、責任感があつて、熱意がある人がどんどん苦しくなっていく状況になっている。地域猫活動をやっている方が閉塞感を持ちながら大変な思いをされている。なので、すごく難しく、きれいごとかもしれないが、小さいときから、そういう教育をすることが必要ではないかと思う。

○平川委員 そういうことがあるから、私のところでは、ふやさない努力だけはしていて、近隣から苦情が出たときには、「こういうことをしているので、

大目に見てくれ」ということでご理解をいただくようになっている。そうじゃないと、餌をやっている人が一方的に攻撃を受けることになる。

○森会長 私どもの協会の目的にも、人と動物の共生をどう考えていくかという大きな命題があつて、猫に我慢しろというのは、無理な話なので、どうしても人間が我慢しなければならない。しかし、嫌いな人にとっては、猫は、いつも目の敵になっている。

○泉谷委員 餌をやっている皆さんにこれから訴えていかなければならないのは、「餌はやってもいいが、そのかわり、その猫の一生の面倒を見る覚悟で餌をあげてください」ということ。

町会の会合でも、餌づけをすることによって問題が大きくなってくることがあるから、「猫を一生面倒見る覚悟がないのなら、餌はやらないでください」と言うしかない。

同時に、猫のことで気がついたこと、困っていることについても申し出でもらっている。そして、具体的に何に困っているかを聞いて、地域猫活動の方に「皆さんからこういうことを言われていますから、こういうことには注意してください」と伝えるし、逆に大きな問題でなければ、町会の方には「ちょっと目をつぶって、大目に見てくれ」ということも伝えている。そういう話し合いでいかないと、これからやりづらくなってくる。

○森会長 地域猫活動をやっている方は、善意の方なので、その方々が悪者になってしまうような地域社会だと困る。

○泉谷委員 それをできるだけなくすように、周りでちょっと気をつけていかなければなければならないと思う。

---

## ②所有者のいない猫に対する不妊去勢手術（TNR）

事業について

### 【説明】

○衛生指導課長補佐（須賀） TNRについては、前回配付の資料「住宅密集地における犬・猫の適正飼養ガイドライン」の19ページにその説明がある。

TNRとは、猫を捕獲し（トラップ）、不妊去勢手術を行い（ニューター）、もとのテリトリーに戻す（リ

ターン）活動のことで、この頭文字をとったもの。

本市では、平成28年度から、これまでの不妊去勢手術費用の一部助成ではなく、飼い主のいない猫の問題に取り組む町会・自治会等が保護した猫に対して、動物愛護指導センターにおいて、全額市の費用で不妊去勢手術を実施する。

具体的には、この問題に取り組む町会・自治会を募集し、この実施主体が猫を保護して、動物愛護指導センターに搬入し、委託先の京葉地域獣医師会の獣医師が、センターで手術を行い、実施主体が、保護した場所に開放する。

---

### 【質疑・意見】

○森会長 この事業で、何頭ぐらいの手術が可能か。

○衛生指導課長補佐（須賀） 年間90頭を予定している。

○森会長 これは、動物愛護指導センターの手術室で行うのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） そのとおり。

○森会長 猫を捕獲して、動物愛護指導センターに持ち込んで、手術して、引き取ってリリースするのは、手術の翌日か。

○動物愛護指導センター所長 そのとおり。

○森会長 手術は、獣医師会の先生方に動物愛護指導センター来ていただいて、やるのか。

○動物愛護指導センター所長 そのとおり。

○森会長 だとすると、あらかじめ日程調整が必要になってくると思う。

○動物愛護指導センター所長 日程調整は大事になると思う。

○森会長 活動をしている方は、日程にあわせて捕獲しなければならないことになる。

○動物愛護指導センター所長 そのとおり。

○森会長 捕獲は、結構難しいと聞くが。

○動物愛護指導センター所長 慣れている方はいいが、たしかに難しいと思う。

○森会長 そうすると、せっかく獣医師に頼んで来ていただいているのに、その日はパス、といったことも起こるのか。

○動物愛護指導センター所長 可能性はある。

○平川委員 捕獲するのは、1つは、町会・自治会、もう1つは、地域猫団体のこと。

町会・自治会については、いつ、どこの町会がやつても持つていけば手術してもらえるのか。それとも、事前に調整して、「今回はあなたの町会のところで捕獲していいですよ」というふうにしてやるのか。アットランダムに勝手にやっていいのかどうか、それとも事前調整をするかで、大分違ってくるが。

○衛生指導課長補佐（須賀） 詳細な実施要綱は今作成中だが、町会・自治会内で意思統一をしてもらった飼い主のいない猫の問題に取り組む町会・自治会に手挙げをしてもらうことを考えている。その町会・自治会と手術日等を調整して、いつ行う、といったシステムを考えている。

○平川委員 登録した団体についてやる、一定の手続きを踏まえて事前に登録した団体、うちの町会・自治会はこのTNRに参加しますと登録して、承認をもらった団体からやるということか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 今、そういうシステムを考えている。

○平川委員 これは、1年中を通してやるのかどうか、非常に気にかかる。

子供を産んだ後の親を捕まえると、子供を全部殺すことになるので、この実施時期が非常に難しい。

この間まで発情していたから、多分今猫は妊娠をしている。そうすると、今月か来月あたりに子供を産む。これを5月から始めるとなると、まだ乳を与えていた子猫を残して親を捕まえてしまうことになるので、残った子猫は、3日間親がいなかつたら、確実に死ぬ。時期は十分考えていただきたい。

獣医の先生がいらっしゃるから、やらないほうがいいという時期はあると思う。野良猫の場合、おそらく年2回だと思うが。

○中村委員 基本的に、妊娠中、授乳中は用心深いので、捕まえられないと思うが……。

○平川委員 いや、捕まる。

○中村委員 まれに、妊娠中であるのに捕まっちゃって、手術してみたら妊娠していた、ということもたくさんある。

ただ、本来の目的を考えると、難しい。親の授乳を考えて捕獲するとなると、なかなか難しくて……。言葉を選ばなければならないが。

○平川委員 減らすのが目的なのだから、子猫は死んだほうがいい、という意見もある。

○中村委員 自然淘汰という考え方もある。生まれても育たなかったり、免疫的に死んだりする猫もいるので、青天井でふえるわけではないと思う。野生で生きている猫は、寿命が短い。飼い猫は20年ぐらい生きるが、野良猫は、二桁生きるのは、かなり難しい。捕獲の時期まで気にしなくていいと言う獣医も多分いると思う。

○南川委員 別紙4の船橋市における猫の推定数を見ると、不妊去勢の未実施が推定825匹とある。そうすると、年間90だとこの10分の1。その下を見ると、野良猫の推定増加数が、何もなければ3年後には100万となっているので、この1年での90は焼け石に水のような気がする。

労力や費用面を一切不間に伏すとして、今うちに800全部実施すれば、効果が上がるのだろうけれども、毎年90ずつやって、何か意味があるのかという気もする。

もちろん、これだけが飼い主のいない猫対策のすべてだとは思わないが、これをやることにどういう意味があるのか、ということは考えなければならない。

○中村委員 あとは、まずはオスを手術してしまうこと。メスは開腹するけれども、オスは開腹しないので負担が軽い。そのように性別で分けて手術する方法もあると思うが、オスだけをうまく捕獲できるかというと、捕獲のプロみたいな人を雇わないと、オスのほうが攻撃的だし、なかなか難しいと思う。

たしかに、私だってできれば800頭やりたいと思うし、一遍にやらせてくれるなら、そして捕まえてくれるなら、獣医師会みんなでやりたいとも思うが、捕獲が難しいと思う。

また、獣医師会の会員なら、自分たちの病院で、明らかに地域猫とわかるような猫は、泣く泣く正規の値段は取らずにやっていると思うが、それでもこういう状況だと思う。

TNRについては、すぐには減らないけれども、長い目で見れば必ず効果があることは私もいろいろ研究してわかったので、あとは方法だと思う。

○森会長 この事業は、動物愛護指導センターの手術室を使うことになると思う。開業獣医のところで地域猫活動を手術するとなると、かなり汚染してしまうことになるが、その辺は大丈夫なのか。

○中村委員 やはり、ウイルス性の病気をほぼ持っているといったことを気にしていくと、リスクがより高くなる。そこから院内感染してしまうと大変なことになる。

○森会長 時間的には、どのぐらいかかるのか。

○中村委員 それは、獣医の技術にも個人差があるし、また、1人でやるわけではないので、術者が獣医師会だとして、センターのほうである程度準備していただければ……。

○森会長 何が難しいのか。

○中村委員 麻酔をかけるまでが一番大変。

○小川委員 先ほど、お腹に子供がいるからという話が出たが、だとしたら時期を6月以降にするなど、そういう可能性がない時期に実施すれば危険度が減らせるのではないか。手術をする時期を3~5月から外せばいいのではないか。動物愛護なのだから、お腹に子供ができている可能性があるのに、麻酔をかけるのは……。そもそもふやしたのは人間なのだから。

○平川委員 地域によっては、相当数ふえてしまっていて、特定のボランティアだけが自費で手術している。そういう人たちの負担を減らす意味では、いい事業ではないかと思う。

ただ、野良猫は、明日手術するからきょう捕まえようと思っても、なかなか捕まえられない。当然、獣医師は、特定の日しか手術できないだろうし、一方、それぞれの団体がその日にあわせて捕獲するのも難しいだろう。

また、動物愛護指導センターでやるとしたら、1日何頭といった上限があるから、例えば、10団体が登録して、10団体がみんな2頭ずつ持ってきたらえらい騒ぎになる。その辺のやり方をどうするかとい

った難しい問題があるのではないか。

また、既に地域猫活動団体が40幾個あるが、この頭数だと、このグループでさえ全部はできない。新たな団体が手を挙げても、果たしてやってもらえるかどうか。

それと、これを途中で打ち切られると、それまでやったのが無駄になる。28年度はできたけれども、29年度できないということになると、28年度だけは避妊できたかもしれないけれども、結局何にも減っていないことになる。

やはりやるとすれば、ある地域を重点的にやらないと、目に見えた実績が上がることはないと思う。

○森会長 モデル的に1カ所集中的にやつたらどうか、ということか。

○泉谷委員 動物愛護指導センターで一泊して翌日開放だが、持ち込む方としては、持つて行く日ととりに行く日と2日かかる。とても2日がかりではできない、という人も出てくると考えると、果たしてこの90頭に手を挙げる団体がどこまであるか。また、事前に告知したとしても、持つていってとりにいくことができるかどうか。

よい制度だし、1人ではなく、3~4人でやっているから、上手にやってくれればいいが、これを利用する気になれるかどうか。

私のところでは、「こういう制度ができたから、皆さんで相談して持つていく人、とりに行く人、持ち込み日を忘れないようにして、それにあわせて活動してください」と話をするしかないなとは思っている。

○森会長 28年度事業としてこれをやることになっているが、市として、29年度、30年度と長期的な展望をお持ちか。

○衛生指導課長 現在の地域猫活動だけでは、飼い主のいない猫対策は厳しいと考え、今回、地域猫活動に加え、町会・自治会にお願いする形で、TNRを入れた。

たしかに、TNRについては、今町会長の平川委員、泉谷委員の話もあるので、それらも踏まえて、検討しながら進めていきたい。ただ、現在は、まだモ

ル事業をスタートさせた状態なので、方向性については、今後検討したい。

○森会長 単年度だけだと、非常にもったいない事業なので、できれば、継続していただいたほうがいいかなという気はする。

### 3. 次回の会議について

○森会長 本日は、委員から多くの意見が出されたので、それらの意見を踏まえ、次回までに、本市の地域猫活動の改革案を会長のほうで作成し、次回は、その会長案について、委員のご意見を伺う、以上のように、進めたいと思うが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。

なお、次回の開催日時については、後日、事務局より調整させていただく。

時期は、おおむね6月を想定しており、場所は、本日と同様、保健福祉センターとさせていただく。

また、会議の公開、傍聴については、次回についても、本日と同様の取り扱いとすることによいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。

○森会長 以上で、第2回動物愛護管理対策会議を閉会する。

15時46分閉会

### 〔閉会後〕

○衛生指導課長 本日欠席の石井委員から、「地域猫活動に反対の方、地域猫活動によって被害を受けている方からの意見も聴取する工夫が必要ではないか」という趣旨のご意見が出されているので、後ほど配付する。

また、前回の会議で提出要求のあった資料「ペットと安全に避難するためのハンドブック」についてもあわせて配付する。

議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

### 〔出席委員〕

森会長  
中村副会長  
泉谷委員  
平川委員  
小川委員  
南川委員

### 〔欠席委員〕

石井委員

### 〔関係職員〕

筒井保健所長  
向後保健所理事  
倉澤衛生指導課長  
泉衛生指導課長補佐  
須賀衛生指導課長補佐  
矢島動物愛護指導センター所長  
春名主任技師  
佐藤技師

### 〔傍聴者〕

1名